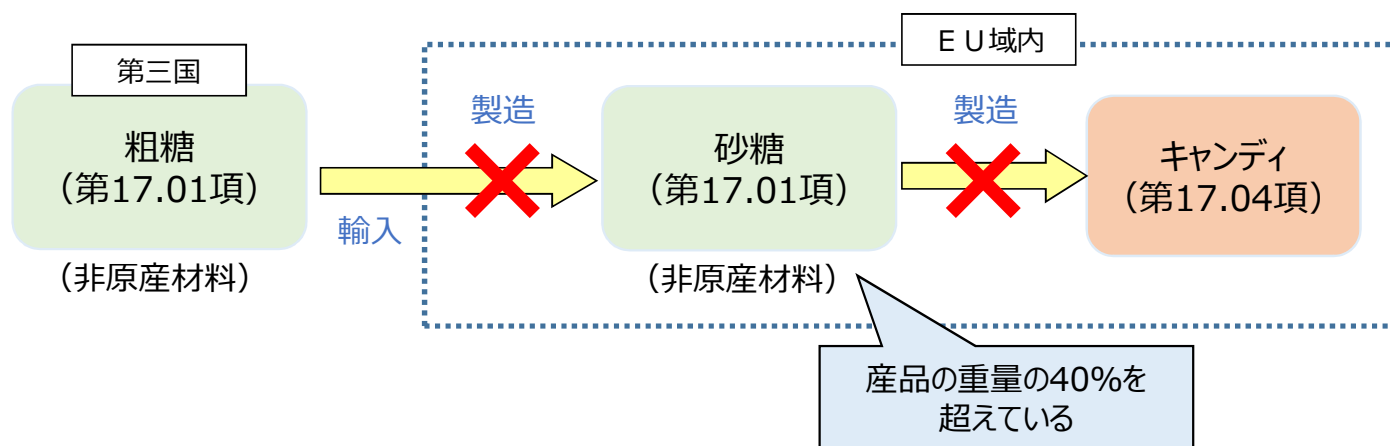


産品名	キャンディ	HS番号	第17.04項 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C1 (関税分類変更基準を満たす 産品)
品目別原産地規則	CTH。ただし、生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が産品の重量の40%を超えないことを条件とする。		
概要	材料を確認したところ、キャンディに使用される砂糖 (第17.01項) は、第三国からEU域内に輸入した粗糖 (第17.01項) からEU域内で製造されているものの、第17.01項の品目別原産地規則「CTH」を満たさない非原産材料であることが判明。当該非原産材料である砂糖の総重量が産品の重量の40%を超えており、第17.04項の品目別原産地規則を満たしていない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。		



品目別規則を満たすための要件

生産において使用される第17.01項の非原産材料の総重量が産品の重量の40%を超えないことが必要